

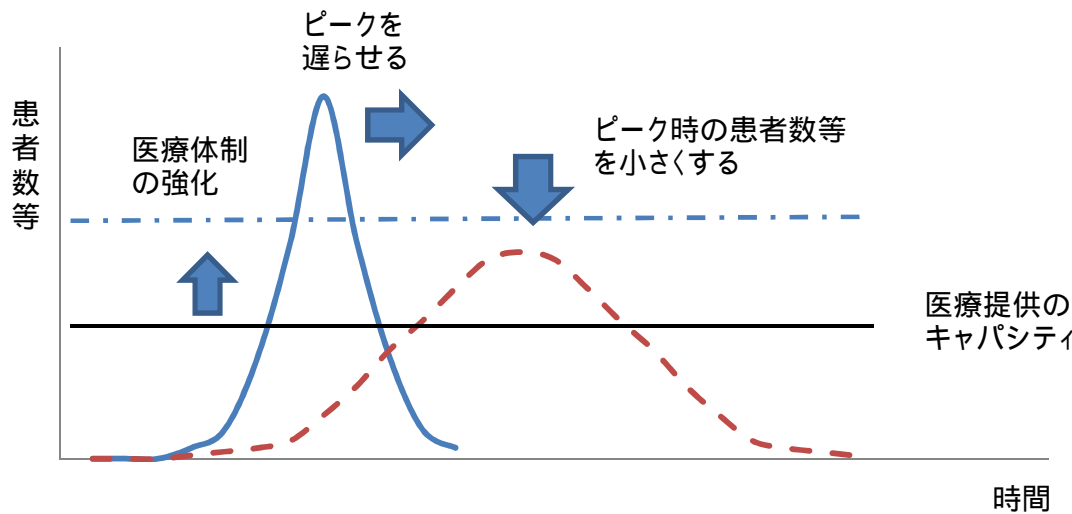
千葉県新型インフルエンザ等 対策行動計画概要

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成25年4月13日施行)の目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(第1条抜粋)



	対策なし	対策あり
患者数等	——	- - - -
医療提供のキャパシティ	——	- . - . - .

参考: 流行規模・被害想定
発病率 県人口の約25%
医療機関受診者数63万人~121万人
死亡者数0.8万人~3.1万人
従業員の欠勤率最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制等を考慮していない。

県行動計画の作成

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(都道府県行動計画)を作成するものとする。(第7条抜粋)

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画概要（従来計画との比較）

法に基づき、政府行動計画（平成25年6月7日決定）の内容を踏まえて作成
医療や予防・感染拡大防止など県民の生命・健康の保護対策だけでなく、県民生活・県民経済の安定の確保に関する事項を新たに盛り込む

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. 感染拡大防止

3. 予防接種

4. 新感染症

5. 県民生活・県民経済の安定の確保

従来の行動計画（平成20年3月31日）と比べた場合の特徴

・発生し、政府対策本部が設置された場合、県全体の危機管理として、ただちに県対策本部を設置（市町村は国の緊急事態宣言後に設置）

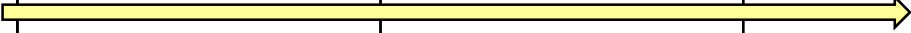
・国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言
・法に基づく、知事による外出自粛や施設の使用制限の要請等を記載

・特定接種（住民に先行して実施）；対象は登録事業者（医療提供業務、県民生活・国民経済の安定に寄与する業務等を行う事業者）の従業員等
・住民接種（実施主体は市町村）；対象は住民

・新型インフルエンザだけでなく、全国的かつ急速まん延のおそれのある新感染症も対象

・緊急物資の運送やライフラインの安定供給、県民・事業者への呼びかけなどの事項を新たに記載

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画概要（発生段階ごとの対策）

	1 未発生期	2 海外発生期	3 県内発生早期	4 県内感染期	5 小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、関係機関との連携を図り、体制の構築や、訓練の実施等事前の準備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報をできる限り収集する。 ・県内発生に備えての体制整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の作成 ・体制の整備 ・国・市町村等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部設置 ・県対策本部設置 	<p style="text-align: center;">必要に応じて 国が緊急事態を宣言 (市町村対策本部設置)</p> 		
サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国等からの情報収集 ・通常のインフルエンザのサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ・国等からの情報収集 ・県内発生に備えたサーベイランス体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等患者の全数把握 ・患者の臨床情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 ・集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き学校等における集団発生状況の把握
情報提供共有	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報を市町村、事業者、県民に提供 ・健康福祉センター等に相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関との情報共有の強化、県民への情報発信の強化 ・窓口等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の在り方の見直し等

1 未発生期

2 海外発生期

3 県内発生早期

4 県内感染期

5 小康期

<p>予防まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人や職場での基本的な感染対策の啓発 ・検疫所との連携 ・ワクチンの接種体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の水際対策への協力 ・検疫所との連携 ・特定接種の開始 ・住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民接種の開始 外出自粛要請 施設の使用の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民接種の継続 外出自粛要請 施設の使用の制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の継続
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の整備 ・医療資機材の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に備えた体制整備 ・帰国者・接触者外来の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関等での診療の継続 ・県内感染期に備えた準備 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の医療機関での診療に切替 ・臨時の医療施設の設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄
<p>県民生活 県民経済の安定の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村等は医薬品等必要な物資・資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関等の事業継続に向けた準備 ・事業者等の職場における感染予防策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者への呼びかけ 電気・ガス・水道等の事業者は必要な措置を開始 緊急物資の運送 生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者への呼びかけ 電気・ガス・水道等の事業者は必要な措置を実施 緊急物資の運送 生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・事業者への呼びかけ ・緊急事態措置の縮小・中止

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置